

命と暮らし、仕事を守る！

新型コロナウイルス問題での対策 相談の窓口などの概要 《6.15 加筆版》

新型コロナウイルスの影響は全世界的規模で生命と医療体制の危機、経済・流通活動に深刻な打撃を広げています。感染収束の見通しも立たず、長期化するものとみられています。とくに働く者の雇用と賃金、中小業者の営業に多大な苦難をもたらしています。日本政府は「非常事態宣言」は出したものの、条件が厳しすぎる世帯単位30万円給付に固執した混乱、不良品“アベノマスク”配布での無駄遣いと失態の広がりなど、対応は著しく的外れで後手後手に回り、他国に比べても有効な対策は打ち出せていません。

一方では、労働組合をはじめとする「自粛と補償はセットで」「雇用継続、労働の権利と安全衛生を守れ」「支援対象を幅広く徹底を」の世論と運動、政府や各自治体や業界・雇用側との交渉、具体的な相談活動の前進が、当面しての全国民定額10万円給付などの支援策を新設し、諸制度の拡充・改善、適用範囲を広げるなどの成果を勝ち取ってきています。20 春闘の回答でも、前年並みか前年を上回る回答を引き出している組合も多く、困難な状況を団結の力で跳ね返して健闘しています。

5月当初時点での対策内容や相談・申請の窓口をまとめました。活用を進めつつ、不備は改めさせ、新たな制度政策の創設へ発展させるなどの取り組みに役立てられれば幸いです。また、記載以外にも多くの制度がありますし、日々追加、変更されてきます。情報を寄せ合ってください、改訂作業も進めていきます。

行政機関や金融機関などには問い合わせと申請が集中しています。繋がらない、使い勝手が悪い、決定が遅いなどの声も多く出ています。仲間や組合とともに相談しながら、粘り強く求めていき、不十分な点は改めさせましょう。

東京地方労働組合評議会
2020.5.7

補正予算による新たな制度などの変更点を加えました 2020. 6. 15

6月、国の第2次補正予算が成立し、新しい施策が加わり、また改善もありました。雇用調整助成金の日額上限引き上げ、家賃支援給付金創設、自治体が使える臨時交付金を2兆円超の大幅拡充、雇用保険の特例給付などです。まだ不十分な額や予備費が10兆円にも膨らんでいる不透明さ、委託業務の中抜け・丸投げと給付事務の遅れなど問題も多々存在していて、正さなければなりません。しかし世論と運動の広がり、野党の追及などの前進面が反映して制度改善がされていることには確信を持てます。

法改正などを経て変更点を加えて改訂しました。この間の私たちの運動が各地の自治体でも独自の制度や「上乘せ」に実を結んでいます。コロナ感染の影響は長期に及ぶことが予測されています。第2波に備えて、引き続いて奮闘していきます。

1 雇用と休業、権利

- ① コロナ禍で業績が悪化しても雇用主は解雇・雇止めはできません。雇用主は解雇回避の努力が必要です。雇用調整助成金を活用して雇用の継続をはかることが求められます

*雇用調整金は、今回の事態における特例で、一部改善や簡素化がされてはいますが、利用が進んでいません。まだハードルが高く申請事務も複雑な面があり、支払い実施に判定後も2カ月かかります。さらなる簡素化と実行の短期化など、改善を求めています。政府は世論に押されて、増額と簡略化の方向で検討しています(5月6日)。⇒ 日額が増額(最大 15000 円。月額上限 33 万円。4/1 に遡り追加給付できる。対象期間も 9/30 までに延長)

② 休業補償

休業の判断を、会社(使用者側)が行った場合、正規非正規にかかわらず、契約どおりの賃金が全額補償されるべきです(民法 536 条 2)。つまり、賃金全額の請求権が、労働者にはあります。労働基準法は、最低でも平均賃金の6割以上を保障するよう、使用者に義務付けています(労働基準法 26 条)。

受注の減少などで、会社が勤務時間の縮小や勤務日数の削減をした場合も、休業と同じです。

年次有給休暇の消化ではなく、特別休暇での賃金補償を求めましょう。

- ① と ②での雇用主負担を減らすには、雇用調整助成金の活用ができます。

コロナ感染症の影響に伴う雇用調整助成金(休業手当、賃金等の一部を助成)の特例措置

担 当:厚生労働省職業安定局雇用開発企画課 窓口:都道府県労働局・助成金窓口かハローワーク

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

<全 国>

期 間:1月 24 日から7月 23 日まで。緊急対応期間(⇒特例措置の拡大):4 月 1 日から6 月 30 日まで ⇒ 9 月 30 日までに延長

対 象:コロナの影響を受ける事業主(全業種)

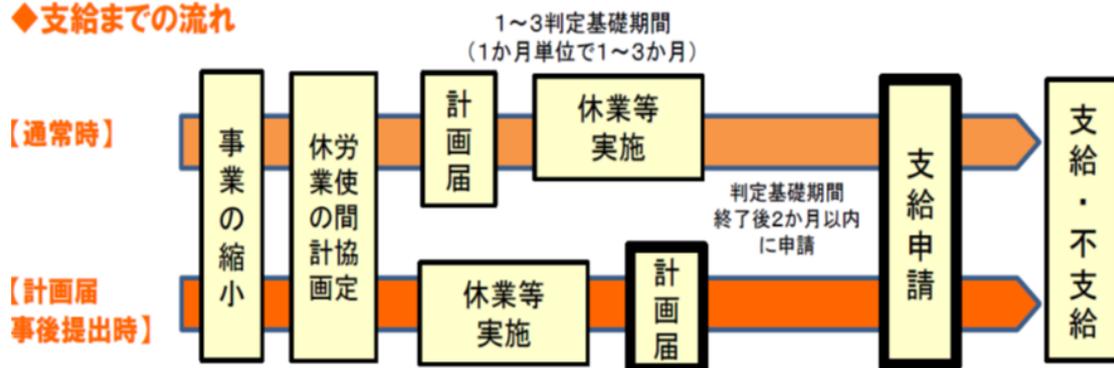
例・客のキャンセルが相次ぎ、売上げが減少した

・市民活動が自粛されたことにより、客数が減り売上げが減少した

・行政からの営業自粛要請を受け、自主的に休業を行い、売上げが減少した、

など

◆支給までの流れ



③ 学校休校に伴う保護者等の休業

担当：厚労省 雇用環境・均等局 職業生活両立課

窓口：学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター：0120-60-3999

期間：2月27日～3月31日に加え、4月1日から6月30日までの間に取得した休暇について支援

<雇用者向け「学校等休業助成金」>

対象者：雇用保険未加入含む雇用労働者で、臨時休業した小学校等に通う子、感染もしくはそのおそれのある子、濃厚接触者の世話のため有給休暇を取得した保護者、親族

助成：助成率10/10。日額上限8,330円 ⇒4/1以降9/30までに取得した休暇は日額15,000円に増額。 期間：2020年9月30日までに申請 ⇒20年12月28までに申請

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

<委託を受けて個人で仕事をする方向け「学校等休業支援金」>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

対象者：臨時休業した小学校等に通う子、感染もしくはそのおそれのある子、濃厚接触者の世話のため、契約した仕事ができなくなっている休業した保護者、親族。

助成：日額4,100円 ⇒4/1以降9/30までの休業は日額7500円に増額。(完全に仕事を取りやめた日のみ対象)

要件：個人事業主(労働者を使用しない)など

* 自営業やフリーランスへの補償が、諸外国に比べて大変弱いのが日本の特徴です。休業と補償を一体として求めている運動が、労働組合以外にも、飲食や芸能・音楽などの多分野、NPO法人などで広がっています。

④ 内定取り消しは無効

*企業による内定取り消しは解雇にあたり、労働契約法第 16 条の解雇権の濫用についての規定が適用されます。客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当であると認められない内定取り消しは無効となります

主要なハローワークに「新卒内定取り消し等特別相談窓口」が設置されています。

⑤ 雇用保険の特例休業手当 労働者個人に国が直接に給付

企業を通さずに休業中の労働者が自ら申請できる「休業者向けの直接給付」に関する法改正がありました。雇用保険法の臨時特例です。

対象 中小企業に限定、新型コロナウイルスの影響から休業させられたが休業手当が支払われなかった労働者（雇用保険の被保険者でない労働者も含まれる。自営・フリーランスも対象に）

給付 休業前賃金の 80%（月額上限 33 万円）を休業実績に応じて直接支給。また基本手当の給付日数も求職活動の長期化のため最大 60 日の延長が可能に。

◎ 参考

労働弁護団ホームページ「コロナ対策」へ

<http://roudou-bengodan.org>

[新型コロナウイルス感染症に関する労働問題Q&A①](#)

[新型コロナウイルス感染症に関する労働問題Q&A②](#)

中小企業法律支援センター「新型コロナウイルス対策に関する Q&A(労働関係その 1:休業手当・特別休暇等)

<http://cs-lawyer.tokyo/news/2020/565/>

厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A(労働者の方向け)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html#Q2-

[1](#)

2 収入減少、生活保障

① 特別定額給付金

全国民(住民基本台帳記載)に所得制限なしに支給されますが、世帯主がまとめて申請(口座送金)することになります。DV被害者で別居している人は、現住地の自治体に申請できます。加害者である世帯主がすでに受け取っていても給付されます。この給付金は課税対象になりません。また、生活保護受給者の収入としては加えないこ

となりました。外国の方も要件によって受給対象となります。

担 当：総務省

<https://onl.tw/a9yRTr8>

窓 口：「生活支援臨時給付金コールセンター」03-5638-5855

期 間：給付開始は補正予算案成立後(4/30)に市区町村で決定。

申請期限は開始から3カ月間。

- *「辞退」圧力は不当です。これからの事態の急変や長期にわたる経済停滞に際して、生活防衛に備えていくことは当然のことです。給付金で地域経済に役立てることも大切です。むしろ、1回だけでなく継続した支給が求められます。
- *申請と給付事務は自治体ごとに行うために、実行に相当のばらつきが生じ、6月下旬のところもあると、報じられています。一方では自治体がいったん立て替えて、本人への支給を早める例も出ています。

② 緊急小口資金貸し付け

i 緊急小口資金 生活福祉資金を貸し付け…特例で一人20万円

返済据置1年・2年以内に償還 無利子・無保証人

ii 総合支援資金 日常生活の維持が困難となっている世帯(失業状態になくても対象)単身世帯15万円・複数世帯20万円を3カ月間まで。返済減免の特例も。

返済据置1年 10年以内に償還 無利子・無保証人

自治体の社会福祉協議会へ。または労働金庫連合会も臨時の窓口になっています。郵送で申請書を受け付けています。電話 0120-46-1999 (9:00~21:00/土日・祝日含む)

[労働金庫連合会 緊急小口資金の申請について](#)

③ 住居確保給付金 原則3か月を9ヵ月まで延長可能に。返済不要。ただし生活保護基準での上限あり(23区内の目安 単身 53700円 二人 64000円など)。収入要件有り。対象を失業中以外にも範囲を広げることで検討中。

担 当：厚労省社会・援護局 地域福祉課生活困窮者自立支援室

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

窓口：市区町村の自立相談支援機関

④ 住宅ローン返済の猶予

金融庁は今回の事態に際して、住宅ローン等の返済猶予や条件変更の相談に銀行等は、迅速かつ柔軟に応じるものとされています。まずは銀行等に相談してみましよう。

また、住宅ローン等の悩みについては、下記の専用相談ダイヤルもあります。

[新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル]
0120-156811(フリーダイヤル)【平日10時～17時】

⑤ 高等教育費の補償

*バイトもなくなり、保証人(保護者)の収入も減って大学等の高額な授業料を払えない学生が増えています。2割近くが中退を考えているとの調査があります。二つの制度が利用できます。

【授業料等減免】 授業料等減免の額は、授業料等減免の対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする。また、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2の額又は3分の1の額を減免する。

【給付型奨学金(学資支給金)】 非課税世帯の学生等に対しては、下の表の額を、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、その額の3分の2の額又は3分の1の額を支給する。

相談窓口 日本学生支援機構奨学金相談センター
0570-666-301(平日 9:00～20:00)
または各大学・専門学校等へ。

家計が急変した場合や、もともとアルバイトで学費をまかなっていた学生で収入が減少した場合の学生支援給付金が新設されました。文部科学省と学生支援機構に掲載されています。

文科省特設 学生支援機構



*奨学金には、独自に上乘せ給付する自治体もあります。

*授業料等の減免や延納・分納を実施したり、オンライン授業の支援金を給付する大学も増えつつあります。国負担での学費半額を求める学生の運動も広がっています。

⑥ 生活保護

住民票に関係なく、現在に居る地域の自治体(福祉事務所など)に申請します。

生活保護は、生活費・住宅費・教育費・医療費等をパッケージで給付が得られる制度で、給料や年金などの収入や持ち家があっても、車があっても利用できる可能性があります。

日弁連パンフ「『実は少ししんどい』あなたへ あなたも使える生活保護」

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/seikatsuhogo_qa_pam_150109.pdf

生業用や移動に必要な自動車の保有を認め、稼働要件の緩和や申請手続きの簡略化などの柔軟対応がされつつあります。

国は今回の事態に対応して、「適切な保護の実施」や「速やかな保護決定」等を指示しています。

「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000608930.pdf>

「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000619973.pdf>

*福祉事務所で不当に追い返される可能性があります。必ずしも、あきらめる必要はありません。申請権があるので、まずは申請書を出してもらい、「申請」しましょう。

外国籍でも適用される場合があります。

- ⑦ 中小企業で働く従業員の生活資金融資 無利子無担保100万円
東京都制度一 窓口は中央労働金庫の各支店へ

東京都産業労働局パンフレットへ⇒



- ⑧ ローン・クレジット返済の借り換え相談 低利なものにまとめることで返済金に余裕ができます。 中央労金の各支店または組合の労金担当者へ。

- ⑨ ひとり親世帯に一時金など

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯を対象に、一時金として5万円を支給。第2子以降は3万円を加算。大幅に収入が減少したひとり親世帯にも同様の対応に。

児童扶養手当の受給世帯には、一時金を8月に支給。さらに新型コロナの影響で収入が減少していれば5万円を加算。支給は9月以降に。

*併せて、現在は児童扶養手当の所得制限を上回る収入があるため、手当の対象外となっているひとり親世帯のうち、コロナの影響で直近の収入が児童扶養手当受給の対象水準まで落ち込んだ世帯にも5万円を支給。第2子以降は3万円を加算。新たに申請が必要。

3 倒産・失業

- ① 失業… 雇用保険の失業給付

失業し次の職が見つかるまで、雇用保険の「失業給付」を受けられます。年齢や勤続年数などに応じて、直近6カ月の平均賃金の45～80%を最長約一年にわたって受給できます。

居住地のハローワークが窓口です。

- ② 倒産した場合は…未払い賃金の立て替え払い(国の制度) 未払いの賃金と退職金の8割相当が支給されます。

厚生労働省所管の労働者健康安全機構の「未払賃金立替払制度」を利用できることがあります。退職の半年前からの未払い給与と退職金の8割ですが、年齢に応じて最大296万円となります。

労働者災害補償保険(労災保険)の適用事業で1年以上事業活動を行っていた事業主(法人、個人は問いません)に雇用され、企業倒産に伴い賃金が支払われな
いまま退職した労働者

労働者健康安全機構「未払い賃金立て替え払い相談」 044-431-8663

*雇用関係が曖昧な請負的労働者が対象となった事例もあります。

4 営業 資金繰り



経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連Line⇒

- ① 持続化給付金 売上げの減った事業主に貸し付け

資本金 10 億円以上の大企業を除き、中堅、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を対象とする。また、医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象とする。

売上げ減少が証明できない新規開業も対象に。

給付:原則、法人:200万円、個人事業者等:100万円

計算式 減少分=(前年の総売上(事業収入))-(前年同月比▲50%月の売上
×12か月)

担当:経産省中小企業庁長官官房総務課

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-qa.html>

*現状ではハードルが高く給付は一回きりなので、国会などでは改善を求める議論がされています。

- ② 新型コロナウイルス感染症特別貸付

対象:中小企業

助成:国民生活事業は6千万円 ⇒8千万円に増額 (利下げ3千万円⇒4千万円に増額)まで、中小企業事業は3億円⇒6億円に増額 (利下げ1億円⇒2億円に増額)まで。

基準金利より0.9%下げて融資。利子補填で実質無利子(利下げは3年まで。4年目以降は基準金利に戻る)

要件:最近1か月の売上げが前年同期比等で5%以上減少

返済:据置5年、運転資金15年償還

セーフティーネット貸し付け 中小は利率1.11% 売上げ5%以上減少(が見込まれる)の場合など別枠もあります。飲食・宿泊・理美容・クリーニングなどの別枠融資もあります。

担当:経産省

窓口:平日 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

土祝日 日本政策金融公庫:0120-112476(国民生活事業)、

0120-327790(中小企業事業)

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

③ 事業用家賃・地代の給付 直近の支払い月額額の6倍(6か月分) 最大法人300万円・複数店600万円 / 個人150万円・複数店300万円 取り扱い=経済産業省

④ 各自治体で設定されている各種運転資金・設備資金の貸し付け制度があります。返済据え置き期間や利子補給、保証料補助などがされます。

⑤ 休業要請に応じた対象業種に協力金 1店舗50万円、複数店舗100万円。対象期間の延長・追加がされるとの報道があります(5/6)。

東京都産業労働局 <https://www.tokyo-kyugyo.com>

*期間の限定有り。他県にも類似制度有り。機械・車両等のリース代を対象とする県も。

⑥ 経済産業省ほかからの指導通知書・配慮要請

新型コロナウイルス感染症関連における取引上の不利益や圧力に対する指導と相談対応が出されています。

◎下請け取引配慮要請・・・通常取引よりも低い代金での設定を行わない、適正なコスト負担 従来の取引関係を継続 (2. 14通知)

納期に対して柔軟な対応、適正なコストの負担、迅速な支払い・前払金、発注取り消し・変更時には最大限の配慮など (3. 10通知)

下請け駆け込み寺 0120-418-618

◎個人事業主・フリーランスへの配慮要請・・・一方的な契約変更を行わない、同意を得ること。従来の取引関係を継続し、優先的な発注。納期延長には柔軟対応を。

下請け駆け込み寺 0120-418-618

◎官公需などにおける配慮要請・・・柔軟な納期・工期の設定、変更及び迅速な支払い、適切な予定価格の見直し。各省庁での適切な相談対応

発注官庁や自治体などの担当窓口へ。

5 感染、安全衛生 職場の改善など

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症関連LINE⇒



① 感染したかと思ったら居住地の保健所へ連絡

感染が明らかになった場合は、職場の消毒と閉鎖、接触者の自宅待機も必要です。

*ただし検査が滞っています。医師会などの協力を得て独自の検査場所や発熱外来をつくる自治体も増えてきています。

② 感染して病気休職

健康保険の傷病手当金の給付対象になります。雇用主に連絡しましょう。

通勤中や職業上の感染には労災保険が適用されます。雇用主に連絡しましょう。

*新たに、個人事業主に雇われていて公営国保に加入している労働者にも新型コロナウイルス感染での療養による休職中に、特例で傷病手当金の対象にできるようになりました。フリーランス・自営も可能とする政府答弁があります。保険者(各自治体)によって取り扱いが異なりますので、問い合わせください。

③ 雇用主には安全配慮義務があります。 密集回避・マスクの用意・室内換気・こまめな手洗いなどの環境を整えること。在宅勤務・テレワーク、時差出勤などの整備が必要です。

④ 免疫力には十分な休憩と休養が欠かせません。何よりも残業を減らすことが重要です。

⑤ 50人以上勤務の職場は衛生委員会の設置が義務です。それ以下でも置けます。

⑥ 事業再開に向け消毒・換気装置を整備した業者に最大100万円 業種によって50万上乗せ。

⑦ 医療従事者と介護従事者に最大20万円の慰労金支給／医療機関、薬局等にも包括支援交付金 2000万円～70万円

参考

厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルス対策を参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html

<テレワークコース>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html

<職場意識改善特例コース>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html

6 税金・公共料金など

① 確定申告日の延期

外出回避などから、期限内に申告することが困難な場合には、期限を区切らずに、4月17日以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることとされています。

② 税金の延納・減免、換価の猶予

納税者がその財産に相当な損失を受けたことの申し出があった場合に、納税を猶予してもらえる余地があります。

徴収猶予及び換価の猶予については、柔軟に取り扱われるよう、総務省から各自治体に通知がなされています。

(国税)

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

(地方税)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000676891.pdf

③ 社会保険料 国保料の納付猶予

<厚生年金保険料等の猶予措置>

担当:年金局 窓口:日本年金機構 相談窓口

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10382.html

<労働保険料等の猶予措置>

担当:雇用保険課 窓口:都道府県労働局又は労働基準監督署

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html

<国民健康保険料(税)の減免>

「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620361.pdf>

*無保険者は、新型コロナウイルス感染症には「資格証」での受診が認められます。

④ 電気・ガス・水道・電話の支払い猶予

国からの要請に対し、大手の電力会社、ガス会社、携帯電話会社等は応じる方針を明らかにしています。社会福祉協議会に緊急小口資金又は総合支援資金の貸付相談をしたうえで電気・ガス会社等に支払猶予を申し出られます。

「生活不安に対応するための緊急措置(20.3.18)」新型コロナウイルス感染症対策本部首相官邸HP

<http://www.chihyo.jp/appeal/2020y/seikatsu.pdf>

7 労働組合活動 今こそ働く仲間が力を合わせよう

① 団体交渉・申し入れ、政府・自治体等への要請

コロナ問題が雇用環境に深刻な影響を及ぼしています。私たち労働組合は力を合わせて困難を解決しています。

医療の最前線の組合では、医療崩壊と感染者拡大を防ぐために昼夜分かたず奮闘しています。病院経営や厚労省に対し、スタッフの増員や体制強化、感染防止、資材・器材の確保などを掲げて交渉を繰り返しています。人と密着した仕事の介護関係の組合も同様に交渉しています。利用者の急減で経営危機のタクシー業界では、倒産回避と事業継続、解雇撤回を業界と企業、国土交通省などに交渉し、成果を得ています。突然の一律休校に直面した学校や保育園の組合は、子供と保護者に寄り添いながら、教育委員会や文科省にも申し入れて、混乱した教育の立て直しに奮闘しています。密集作業で感染が心配されるゼネコン現場の組合は、企業と国土交通省への交渉で、時間短縮や工程を調整しての衛生確保を実現、閉所時の休業補償と下請け保護も求めています。海外との流通崩壊で部品入手や販路の困難さを理由に、リストラが始まっている機械や電機の組合では、リストラをさせない宣伝と相談・交渉を繰り返しています。売り上げが減った飲食チェーン店の組合は、交渉して雇用の維持を獲得しています。感染対応の保健所や生活保護の福祉事務所、各種公的融資・経営支援、納税延期などの相談と申請が殺到している役所の組合では、増員と体制維持について当局との交渉をしています。

地域の労働組織では、地元自治体に対して、中小企業向け融資や勤労者への生活資金貸し付けの拡充、家賃補助、修学支援、休校対応、感染検査の充実などを求めています。

② 組合に入ろう、臨時・非正規・派遣・フリーランスもOK

一人ひとりがバラバラでは弱い立場なのが労働者です。一人で悩まずに、組合に入って解決しましょう。職場に組合があれば組合役員や組合事務所で加入手続きができます。組合がなければ、組合をつくれます。臨時・非正規・派遣でも入れる組合があります。フリーランス・請負労働も入れる組合があります。産業ごとの組合だけでなく、業種職種の違いを超えて地域で入れる組合もあります。外国の方に対応している組合もあります。

組合に入れば、不利益を跳ね返す交渉ができ、賃金・諸手当の引き上げ、残業を減らし、ハラスメント根絶、感染対策など安全衛生の向上、法律や生活の相談、レクリエーショ

ンなどの懇親・交流、安くて給付の優れた共済にも入れます。

各組合では会合や集会が開きにくい現在の状況においても、SNS発信・オンライン会議、ウェブアンケート・署名、ホットライン相談会などの工夫をし、ソーシャルディスタンスでの宣伝にも取り組んでいます。組合が大きくなれば、いろいろな要求も実現できます。

③ 組合がホットラインを設置

◎労働・雇用問題の相談では・・・

東京地方労働組合評議会（東京地評）労働相談センター（解雇・賃金、ハラスメント、組合づくりなど）

HP検索「東京地評」…「一人で悩まず労働相談はこちら」…[メールフォーム](#)

電話は、0120-378-060 平日 11時～16時

*都内各地域の労働組織や産業別の組合へも東京地評からご案内できます。

[加盟組合一覧表](#)

東京以外…全国労働組合総連合 HP検索「全労連」…「コロナウイルス労働相談」

電話0120-378-060 電話をかけた地域の労働相談センターに繋がります。

民間も公務も、正規も非正規も、大企業から中小・零細まで、臨時・派遣、パート・バイト、フリーランス・個人請負、移住者（技能実習生ほか）・留学生など、職場の規模や雇用の形態を問いません。事業主や管理職の相談にも応じます。

教育（幼稚園から大学院まで）、保育、介護・福祉、医療、物流・交通運輸（タクシー・バスからトラック・鉄道まで）、港湾・空港、商業サービス・生協・飲食、金融・保険、テレビラジオ・出版・印刷・新聞・メディア、映画演劇・音楽・エンタメ、建設・住宅、設計・コンサル、林業・建材、金属・機械、電機・情報（機器・IT）、各種製造業、事務全般、国と地方の公務労働・公共委託など・・・、多様な業種職種の組合を紹介できます。一人でも入れる組合が多数あります。該当しない方は地域労組に加入して、共済も利用できます。

◎社会保障・福祉制度などは・・・

東京社会保障推進協議会（年金・生活保護、国保料等の減免、介護など）

HP検索「東京社保協」 電話：03-5395-3165 平日昼間 11～16時

8 貧困なくし地域経済活性化へ、最低賃金の運動をご一緒に

「コロナ大不況」、世界経済は大きく減退しています。これに乗じて財界は賃金引き下げ圧力を強めています。しかし堅調な産業や企業は存在します。雇用を維持しようと、頑張っている企業もあります。昨年までの大企業の内部留保は約 450 兆円にも達しています。労働者が働いて生み出した財産です。雇用と賃金を守るために、これを大いに活用

させるのは今です。

そして、消費税率を下げることは、生活を守り、景気の回復に決定的に重要です。

夏に改定が審議される最低賃金を引き下げようとする発言も目立ってきました。しかし不況になって、多くの勤労者にお金が回らなくなってしまうと、消費回復できずに経済は行き詰ります。日本の最低賃金水準は、世界的に比べてみても貧困ラインぎりぎりです。8時間働けば普通に暮らせる社会の確立が求められています。

私たちは「全国一律、時間額 1500 円以上」の実現めざして運動をしています。組合の調査では、東京で単身生活の 20 代の若者が「健康で文化的な」生活に必要な賃金は、時給に換算して 1700 円程度となります。

最低賃金を引き上げることと同時に、中小零細業者とも連帯して、地域経済を活性化させる取り組みをしています。中小業者向けの支援策の拡充と税率や社会保険料率の引き下げ、公正な取引、融資の改善などを求める運動を強化していきます。